

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成24年9月28日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 マツヤスーパー矢倉店 草津市東矢倉四丁目字山田555
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 山本一雄
京都府京都市山科区四丁野町23番地
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前9時30分から午後10時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時15分から午後10時15分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前8時から午後10時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時45分から午後10時15分まで
- 4 変更年月日 平成24年10月1日
- 5 変更の理由 消費者の利便性向上のため
- 6 届出年月日 平成24年9月10日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
草津市産業振興部商業観光課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 平成24年9月28日から平成25年1月28日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成25年1月28日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1